

各介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

令和8年6月から適用する「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」について（通知）

日頃、本県の介護サービス事業所等の推進について、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和8年6月から適用する「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）」に係る本県の運用について、下記1のとおり提出期限を延長し、下記2のとおり取り扱うこととしましたので通知します。なお、下記3の提出書類については県長寿社会課のホームページからダウンロードしてください。

記

1 体制届の提出期限延長について

サービス種別	提出期限（延長後）	提出期限（通常）
居宅系サービス	令和8年6月15日（月）	令和8年5月15日（金） ※算定開始月の前月の15日まで。
施設系サービス		令和8年6月1日（月） ※算定開始月の1日まで。

2 令和8年6月1日変更の体制届について

事由	提出要否
(1) 新たに加算を算定する場合（※1）	要
(2) すでに算定している加算区分を変更する場合（※2）	
(3) すでに算定している加算区分に変更が生じない場合	否
(4) 令和8年6月介護報酬改定に伴う以下の変更のみである場合（※3） ア 「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」から「介護職員等処遇改善加算Ⅰイ」 イ 「介護職員等処遇改善加算Ⅱ」から「介護職員等処遇改善加算Ⅱイ」	

- ※1 6月から介護職員等処遇改善加算の対象となる（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーションにおいて、当該加算を算定する場合は必ず提出してください。
- ※2 「介護職員等処遇改善加算Ⅰロ」及び「介護職員等処遇改善加算Ⅱロ」に変更される場合も必ず提出してください。
- ※3 「介護職員等処遇改善加算Ⅲ」及び「介護職員等処遇改善加算Ⅳ」から変更ない場合は提出不要です。

3 提出書類について

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和8年6月～）
- ・添付書類（加算の要件を満たしていることを確認できる書類）

※県長寿社会課ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/179182.htm>

(参考) 鳥取県が指定権者となる場合のお問い合わせ・提出先

お問い合わせ・提出先	電話番号	メールアドレス
中部総合事務所 県民保健局福祉課	0858-23-3128	chubu_kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
西部総合事務所 県民福祉局福祉課	0859-31-9314	tottoriseibufkt@pref.tottori.lg.jp
南部箕蚊屋広域連合 事務局	0859-39-6222	nan-mino@taitan.ocn.ne.jp

※各市町が指定権者となる場合は、直接、各市町介護保険担当課にお問い合わせください。

【担当】

介護人材確保・制度担当 福田

電 話：0857-26-7689

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp